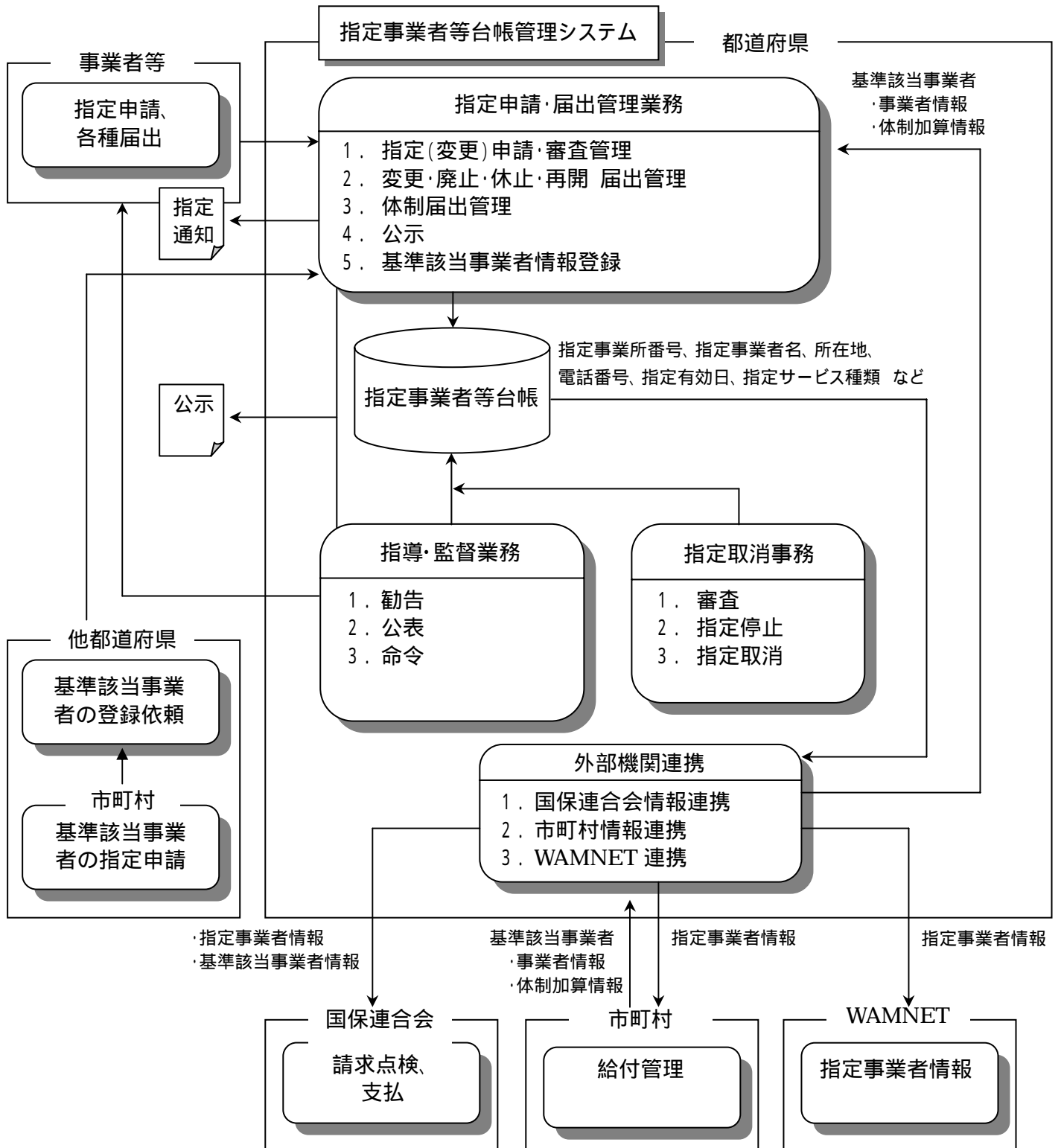


都道府県指定事業者等台帳管理システム

【全体機能概要図】



処理単位毎の事務処理の概要と入出力情報の内容を中心に提示した。

ファイル名称等は、あくまでも例であり、各都道府県における最善のシステム構成等は、それぞれで判断されたい。

今後の検討、協議により、内容を変更することがあり得る。

【基本的な考え方】

1. 申請書および添付書類等をもとに、当該事業者、施設の指定基準を満たしているかどうかの審査を行なう。
2. サービスの種類、サービスを行なう事業所ごとに指定を行なう。
事業者を指定した際、事業所番号付番ルールに従い事業所番号を付与する。
3. サービスの種類ごとに指定事業者管理台帳を作成して管理を行なう。
4. 指定事業者管理台帳は、指定事業者を管理する機能と、受給者のサービス選択に供する指定情報開示に応じるための機能等とを分けて持つ。
5. 指定を行なった場合には、指定を行なった旨を公示し、各市町村等に情報提供を行なう。
6. 都道府県は、国保連合会へ請求点検で使用する指定事業者情報を毎月提供する。
7. 受給者のサービス選択に供するため、指定事業者情報を WAMNET に対して提供する。
8. 留意事項
 - ・ 国保連合会への情報提供については、別途定める都道府県と国保連合会とのインターフェース仕様に基づき作成された電子データにて行なう。
 - ・ WAMNETへの情報提供については、独立行政法人福祉医療機構が別途定めるインターフェース仕様に基づき作成された電子データにて行なう。